

入 札 公 告

条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び四国中央市契約規則（平成 16 年四国中央市規則第 50 号）第 2 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 4 月 18 日

四国中央市長 篠 原 実

第 1 入札に付する事項

- 1 件 名 嶺南分遣所消防ポンプ自動車（CD-1 型）
- 2 納入場所 四国中央市消防防災センター
- 3 納入期限 令和 8 年 3 月 25 日
- 4 調達概要 消防ポンプ自動車（CD-1 型） 1 台の購入
- 5 予定価格 事後公表

第 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- 1 四国中央市物品購入等の契約に係る入札参加者の資格及び指名基準に関する要綱（平成 28 年四国中央市告示第 46 号）第 3 条第 1 項の規定により「令和 5・6 年度入札参加資格審査申請書」を提出し、本入札の公告の日の前日までに入札参加資格を有する者のうち、業種名「消防自動車」に登録しているものであること。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 3 公告の日から落札者決定の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）又は四国中央市水道局建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 19 年四国中央市告示第 120 号）の規定に基づく入札参加資格停止期間中にない者であること。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- 5 愛媛県内に本店、支店又は営業所等を有するものであること。
- 6 令和元年度から令和 5 年度までの間において、四国中央市が行った消防ポンプ自動車（CD-1 型）の購入に係る指名競争入札の指名実績のある者、一般競争入札の参加資格を有すると認められた者又は国若しくは地方公共団体に対する消防ポンプ自動車（CD-1 型）の納入実績を有する者であること。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年四国中央市条例第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

第 3 契約条項を示す場所

契約条項は、四国中央市役所 3 階総務部契約検査課において閲覧に供する。

第 4 仕様書の閲覧等に関する事項

仕様書の閲覧及び交付並びに質疑応答については、次のとおりとする。

1 閲覧

公告の日から令和6年5月28日(火)午後5時までの間（閉庁日を除く。）、総務部契約検査課において1部を閲覧に供するとともに、四国中央市公式ホームページに掲載する。

2 質疑応答

- (1) 仕様書に質問のある者は、**令和6年5月7日(火)午後5時まで**（閉庁日を除く。）に総務部契約検査課に持参、ファックス又は電子メールの方法により質疑応答書（様式4）を提出すること。なお、持参以外の方法で提出したときは、総務部契約検査課まで送致の電話連絡を行うこと。
- (2) 質問に対する回答は、質問者へは作成後、随時ファックス等にて通知するほか、**令和6年5月10日(金)午後1時から**総務部契約検査課において閲覧に供するとともに、四国中央市公式ホームページに掲載する。

第5 入札参加資格審査方法等に関する事項

- 1 審査の方法は、四国中央市物品購入等一般競争入札実施要綱（平成30年四国中央市告示第33号）第4条の規定によるものとし、全ての入札参加者について審査するものとする。
- 2 入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格の有無について申請し、市長の確認を受けることを要する。
- 3 入札参加資格審査申請に必要な書類
 - (1) 入札参加資格審査申請書（様式1）
 - (2) 納入実績調書（様式2）（納入実績を申告する場合に限る。）
 - (3) 納入実績を証する書類の写し（納入実績を申告する場合に限る。）
 - (4) 入札参加資格審査結果送付用封筒（長形3号の封筒に送付先を明記し、簡易書留郵便料金（434円分）の切手を貼付すること。）
- 4 入札参加資格審査申請書等の受付の期間及び場所
入札に参加しようとする者は、**公告の日から令和6年5月14日(火)までの午前9時から午後5時まで**（閉庁日を除く。）に、前項に規定する入札参加資格審査申請に必要な書類を総務部契約検査課に持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送いずれかの方法により提出すること。（郵送により提出する場合は、必着のこと。）受付の期間内に入札参加資格申請を行わなかった者は、入札に参加できない。
- 5 入札参加資格審査申請に必要な書類の配布場所
総務部契約検査課において配布する。また、四国中央市公式ホームページの[トップページ](#)>事業者向け>入札・契約>物品>【物品】一般競争入札公告
<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/9/3043.html>からも様式等をダウンロードできる。
- 6 入札参加資格の確認後、資格を有すると認められた者に対し、一般競争入札参加資格確認書（様式3）を交付する。ただし、資格を有すると認められた者が、第2で定める入札参加資格要件のうちいずれかを満たさなくなったときは、入札に参加できない。

第6 現場説明

実施しない。

第7 入札及び開札方法に関する事項

入札及び開札方法は、次のとおりとする。

- 1 四国中央市物品購入等郵便入札実施要綱（令和3年四国中央市告示第41号）に定める郵便入札とする。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- 3 入札執行回数は、2 回までとする。第 1 回目に予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札の手続に入る。再度入札の入札書の提出期限等は、第 1 回目の入札参加者（失格及び無効となった者を除く。）宛てにファックスにより通知する。

※再度入札の場合における入札書の提出期限は、令和 6 年 5 月 30 日（木）正午とし、再度入札の開札執行日時は、同日の午後 1 時を予定している。

- 4 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。
- 5 開札への立会いは、入札参加者の自由参加とするが、開始時刻に遅れたときは、立ち会うことができない。

第 8 郵便入札による入札書等の提出に関する事項

郵便入札による入札書等の提出については、次のとおりとする。

- 1 提出方法及び提出書類

一般書留若しくは簡易書留による郵送又は持参のいずれかの方法により、次の書類を提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、総務部契約検査課まで送致の電話連絡を行うこと。

- (1) 入札書（入札書の日付は、開札日である令和 6 年 5 月 29 日とすること。）
(2) 一般競争入札参加資格確認書（様式 3）（写し可）

- 2 提出期間

令和 6 年 5 月 24 日（金）から令和 6 年 5 月 28 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時までの間（郵送により提出する場合は、必着のこと。）

- 3 提出先

〒799-0497

四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

四国中央市役所総務部契約検査課契約係

第 9 開札の日時等に関する事項

- 1 日時 令和 6 年 5 月 29 日（水）午前 11 時
2 場所 四国中央市役所 3 階入札室

第 10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- 1 入札保証金は、免除する。
- 2 契約保証金
- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 履行保証保険契約の締結をした場合は、契約保証金の納付を免除する。

第 11 契約書作成の要否 要

契約は、落札決定後 3 日以内（閉庁日を除く。）に契約（仮契約）を締結する予定であるので、契約保証等について事前に準備をしておくこと。

第 12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- 1 第 2 で定める入札参加資格を有しない者が行った入札及び入札参加資格審査申請に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札

- 2 第8で定める提出方法によらない入札
- 3 第8で定める提出期間内に提出しなかった入札
- 4 同一事項に対し2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札
- 5 その他入札条件に違反した入札

第13 契約の成立要件に関する事項

- 1 契約の締結については、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年四国中央市条例第46号）第3条の規定に基づき、四国中央市議会の議決を要する。
- 2 本入札の落札者は、四国中央市議会の議決があったときに本契約としての効力を発生することとなる仮契約を締結するものとする。
- 3 四国中央市議会において議決があったとき、四国中央市が交付する物品購入契約の効力発生通知書をもって本契約とする。
- 4 落札者の決定後、物品購入契約の締結までの間において、当該落札者が第2で定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該物品購入契約を締結しないことがある。

第14 契約代金の支払方法に関する事項

- 1 前金払 無
- 2 部分払 無

第15 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、四国中央市契約規則、四国中央市物品購入等入札者心得（平成28年四国中央市告示第48号）及び四国中央市物品購入等一般競争入札実施要綱及び四国中央市物品購入等郵便入札実施要綱に定めるところによる。
- 2 この入札に係る問合せ先
〒799-0497
四国中央市三島宮川4丁目6番55号
四国中央市役所 総務部 契約検査課契約係
電話番号 0896-28-6008
FAX 番号 0896-28-6173
e-mail youdo@city.shikokuchuo.ehime.jp